



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

県営住宅 自治会活動の手引き ～お役立ち事例集～



埼玉県マスコット
「コバトン」

平成31年3月策定
(令和 7年10月改訂)
埼玉県都市整備部住宅課



はじめに

県営住宅の共用部分の管理は、どの団地でも自治会を組織していただき、入居者の皆様で行うこととしています。

しかし、平成２９年度に県が実施した、自治会活動に関する調査では、多くの自治会からは「自治会活動に人が集まらない」、「役員の担い手が見つからない」、「自治会費の徴収が大変である」といったご意見をいただいています。

一方で、このような問題に対して工夫を凝らすことで、円滑に運営を行っている自治会もあります。

この事例集は、自治会活動の負担が少しでも軽くなることを目的として、具体的な負担軽減策や自治会での取組事例をとりまとめたものです。今後、自治会活動の円滑な運営の一助としていただければ幸いです。

県営住宅 自治会活動の手引き

～お役立ち事例集～

目 次

I	自治会活動の負担軽減策	
1	草刈りや清掃活動の参加者を増やす工夫	1
2	草刈りや清掃活動の機器導入や専門業者への委託	2
3	自治会の担い手の育成	3
4	地域の町内会との連携	4
II	排水管の清掃について	7
III	共益費の削減について	
1	電気料金の削減	8
2	会計処理の診断	9
IV	自治会費の徴収について	
1	自治会費の種類	10
2	自治会費の管理	10
3	滞納者への対応	11
4	滞納金がかさんだ場合	13
V	自治会活動の取組事例	
1	高齢者の生きがいづくり	18
2	秋祭りで集いの場を開催	19
3	世代を超えたカフェの開催	19
4	親子で楽しめる食事会の開催	20
5	周辺大学とのイベント開催	21
6	ラベンダーのポプリづくり	21
VI	参考資料 動画「とりあえずやってみよう！」について	22

I 自治会活動の負担軽減策

1 草刈りや清掃活動などの参加者を増やす工夫

県営住宅では、敷地内の草刈りや清掃活動は入居者の皆様で行うこととなっています。しかし、近年、多くの自治会では「参加者が減ってきている」、「参加者が固定化している」などの課題が生じています。

自治会活動の中でも草刈りや清掃活動は、ほとんどの県営住宅で、毎年、発生する作業です。その一方で、非常に労を要する作業でもあります。他の自治会の取組を参考にして、参加者を増やす工夫を検討することも考えられます。

なお、県営住宅の募集案内には、草刈りや清掃活動は入居者で行うことが記載されています。また、入居説明会でも、同様の説明を行っています。参加者を増やすため、新たに入居してきた方には、積極的に活動に参加するようお願いしてください。

【参加者を増やす工夫事例】

- ・ 草刈りや清掃活動の開催案内は、掲示板による案内だけではなく、各住戸にポスティングして周知する。
- ・ 開催案内には、開催日時だけではなく、今までの活動風景の写真や参加者の声を載せるなど、参加したくなる雰囲気をかもしだす。
- ・ 参加者にタオル、飲み物などを配布し、参加することにメリットがあるようにする。
- ・ 子供にも積極的に参加してもらうため、子供向けのお菓子、飲み物を用意する。
- ・ 参加状況をチェックし、参加した回数に応じて、お礼に配る品を変えるなどして、毎回参加することにメリットがあるようにする。
- ・ 活動後に集会室でお茶会を開催するなど、活動の後に入居者同士の憩いの場を設ける。
- ・ 防災訓練の後に清掃活動を実施するなど、1日で複数の行事を同時に開催する。
- ・ 外国の入居者にも参加してもらうため、外国語版の開催案内を作成し、該当する方に配布する。（公社には翻訳機がありますので、外国語版の開催案内の作成の際は、公社の管轄支所にご相談ください。）

2 草刈りや清掃活動の機器導入や専門業者への委託

入居者に高齢者が多くいる県営住宅では、草刈りや清掃活動の参加者を増やすことが難しい場合があります。このような場合には、人の力で行っていた作業を機械化したり、専門業者に作業を委託することを検討することもあります。

ただし、機械化や専門業者への委託には、メリットだけではなく、デメリットがあることも理解し、自治会役員だけでは決定せず、総会で入居者の皆さんの賛成を得るようにしてください。

方 法	メリット	デメリット
機器の導入	・作業時間、人員を削減できる	・購入費用が必要となる ・操作方法を習得する必要がある
専門業者への委託	・作業のために入居者を集める必要がない	・委託費用が必要となる ・入居者同士の交流の機会が減る

(1) 機器導入の手順

① 導入する機器の選定・見積もり

ホームセンターや専門業者等に相談し、見積書を作成してもらいます。操作説明（講習）を受ける必要があるかどうか相談し、見積額を確認してください。

★ 保管場所も忘れずに検討してください。

② 予算の確認・自治会としての意思決定・購入

自治会の予算を確認し、自治会としての意思決定を行い、機器を購入してください。

草刈り機や高圧洗浄機の購入費用については、公社の自治会活動活性化助成事業を活用することで、自治会の負担が軽減できることもありますので、公社の管轄支所にご相談ください。（助成上限額、助成回数の制限などのルールがあります。）

③ 操作方法の習得

購入した機器は、複数の人が使用できるようにしてください。

★ ごく一部の人しか使用方法を知らないと、せっかく購入した機器が無駄になってしまうことがあります。

(2) 専門業者への委託の手順

① 委託する内容を整理

今まで入居者が行っていた作業内容（方法、範囲、時期、回数等）を確認してください。

② 業者選定・見積書の徴取

専門業者やシルバー人材センター等に相談し、見積書の作成を依頼してください。その際は必ず業者に現場を確認してもらってください。

★ シルバー人材センターは、定年退職者などの高年齢者が軽易な仕事を行う団体です。自治会が委託しようとする作業の多くは、受注可能です。

★ 可能であれば複数の業者から見積書を徴取して、料金や作業内容を比較してください。

【契約期間について】

最初は短期間で契約し、実際の業務の成果を確認してから、長期間の契約を結ぶことをお勧めします。

③ 予算の確認・自治会の意思決定

自治会の予算を確認し、作業を委託することについて、自治会としての意思決定を行ってください。

④ 契約

契約書、請書などの書面で、業務内容や料金が分かるようにして、自治会で保管してください。

⑤ 業務の実施

入居者以外の者が敷地・建物内に入るため、作業日・作業内容を回覧板、掲示物等で、事前に入居者に周知してください。

★ 回覧板・掲示物等には、作業によるトラブルが発生した場合に備えて、業者と自治会担当者の連絡先を記載することが望ましいです。

3 自治会の担い手の育成

自治会によっては、役員の担い手が見つからないため固定化してしまい、役員の負担が増加していることがあります。新たな自治会の担い手を育成するため、次の方法をとることも考えられます。

- ・ まずは、自治会活動を体験してもらうことが重要です。多くの入居者が気軽に参加しやすい、お祭りや盆踊り大会などの自治会行事の実行委員会に入ってもらいと、より効果的です。
- ・ 役員未経験者でも、すぐに自治会の仕事ができるようにマニュアルを作成するなど、役員を引き受けやすい環境を整えます。
- ・ 役員未経験者には、「あまり負担を感じさせない役職」や「青少年育成」、「防犯」、「環境」といった分かりやすいテーマの役職を担当してもらうことから始めます。
- ・ 会長経験者がアドバイザー役として役員に残ったり、任期を2年として、1年ごとに役員を半分ずつ改選することも効果的です。
- ・ 会長だけが様々な会合に出席するとなると、会長の負担が大きくなります。副会長を複数制にして、負担を分担することも一つの方法です。

4 地域の町内会との連携

県営住宅の自治会の中には、地域の町内会に加入しているところも多数あります。その場合、地域の町内会と自治会活動で連携することで、より効率的で実りある活動の展開が期待できます。

- ・ 草刈り機などの用具をお互いに貸し借りすることで、用具を効率よく使用できます。購入費用やメンテナンス費用の節減につながる可能性もあります。
- ・ 県営住宅と地域の町内会の活動日を同日にすることで、地域一体となった活動となり、参加者を増やす効果があります。
- ・ お祭りや盆踊り大会などは、規模が大きくなるほど参加者が多くなり、賑やかな行事となります。

シルバー人材センター連絡先（五十音順）

令和 7 年 8 月 1 日現在

	市町村	名称	電話番号
あ	上尾市	上尾市シルバー人材センター	048-779-5525
	朝霞市	朝霞地区シルバー人材センター	048-465-0339
	伊奈町	伊奈町シルバー人材センター	048-720-5911
	入間市	入間市シルバー人材センター	04-2934-5350
	小鹿野町	小鹿野町シルバー人材センター	0494-75-2605
	小川市	小川町シルバー人材センター	0493-72-3448
	桶川市	桶川市シルバー人材センター	048-777-1920
	越生町	越生町シルバー人材センター	049-292-7616
か	春日部市	春日部市シルバー人材センター	048-752-4747
	加須市	加須市シルバー人材センター	0480-62-6490
	神川町	神川町シルバー人材センター	0495-77-1769
	上里町	上里町シルバー人材センター	0495-33-4231
	川口市	川口市シルバー人材センター	048-256-1150
	川越市	川越市シルバー人材センター	049-222-2075
	川島町	川島町シルバー人材センター	049-297-0822
	北本市	北本市シルバー人材センター	048-594-9906
	行田市	行田市シルバー人材センター	048-556-5221
	久喜市	久喜市シルバー人材センター	0480-47-0237
	熊谷市	熊谷市シルバー人材センター	048-536-8081
	鴻巣市	鴻巣市シルバー人材センター	048-569-3006
	越谷市	越谷市シルバー人材センター	048-967-4311
さ	さいたま市	さいたま市シルバー人材センター	048-669-0303
	坂戸市	坂戸市シルバー人材センター	049-283-5544
	幸手市	幸手市シルバー人材センター	0480-44-0774
	狭山市	狭山市シルバー人材センター	04-2935-4312
	白岡市	白岡市シルバー人材センター	0480-92-3221
	杉戸町	杉戸町シルバー人材センター	0480-31-1855
	草加市	草加市シルバー人材センター	048-928-9211
た	秩父市	秩父市シルバー人材センター	0494-22-4454
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市シルバー人材センター	049-285-8172
	ときがわ町	ときがわ町シルバー人材センター	0493-66-0220
	所沢市	所沢市シルバー人材センター	04-2928-8695
	戸田市	戸田市シルバー人材センター	048-434-0411

シルバー人材センター連絡先（五十音順）

令和 7 年 8 月 1 日現在

市町村		名称	電話番号
な	長瀬町	長瀬町シルバー人材センター	0494-66-0948
	滑川町	滑川町シルバー人材センター	0493-56-6348
	新座市	新座市シルバー人材センター	048-481-4305
は	蓮田市	蓮田市シルバー人材センター	048-768-3110
	鳩山町	鳩山町シルバー人材センター	049-296-6216
	羽生市	羽生市シルバー人材センター	048-563-3680
	飯能市	飯能市シルバー人材センター	042-973-6566
	東秩父村	東秩父村シルバー人材センター	0493-82-1238
	東松山市	東松山市シルバー人材センター	0493-22-2245
	日高市	日高市シルバー人材センター	042-985-5858
	深谷市	深谷市シルバー人材センター	048-573-3345
	富士見市	入間東部シルバー人材センター	049-266-3001
	ふじみ野市	入間東部シルバー人材センター	049-266-3001
	本庄市	本庄市シルバー人材センター	0495-23-1356
ま	松伏町	松伏町シルバー人材センター	048-992-4333
	三郷市	三郷市シルバー人材センター	048-952-0866
	美里町	美里町シルバー人材センター	0495-76-5430
	皆野町	皆野町シルバー人材センター	0494-62-4625
	宮代町	宮代町シルバー人材センター	0480-37-1353
	三芳町	入間東部シルバー人材センター	049-266-3001
	毛呂山町	毛呂山町シルバー人材センター	049-294-7222
や	八潮市	八潮市シルバー人材センター	048-995-5817
	横瀬町	横瀬町シルバー人材センター	0494-25-0189
	吉川市	吉川市シルバー人材センター	048-982-7720
	吉見町	吉見町シルバー人材センター	0493-54-5787
	寄居町	寄居町シルバー人材センター	048-581-3451
	嵐山町	嵐山町シルバー人材センター	0493-62-0726
わ	蕨市	蕨市シルバー人材センター	048-433-0962

Ⅱ 排水管の清掃について

排水管はつまり防止などの維持管理のため、各自治会で清掃を行うことになっています。（１～２年ごとの清掃を推奨）

しかしながら、高圧洗浄などの排水管清掃後には、水漏れ（漏水）が起こることがあります。

また、排水管清掃後に排水管にゴミが残り、水が流れなくなることがあります。その結果、１階の部屋に水があふれたという事例もあります。

このため、排水管清掃を実施（委託）するときには、以下のように対応するようにしましょう。

<排水管清掃を実施（委託）するときの留意事項>

- 排水管清掃後のトラブルにすぐ対応してもらえるように、事前に清掃を委託する業者と対応方法を取り決めておく。
- 清掃を委託する業者の緊急時の連絡先を必ず確認しておく。
- 清掃を委託しようと考えている業者が「清掃後の対応はできない」と言う場合は、契約前に公社の管轄支所に相談する。
- 清掃日が決まったら、管轄支所に清掃日を伝える。

Ⅲ 共益費の削減について

1 電気料金の削減

共用部分の電気料金は、入居者が共益費として負担しています。ほとんどの自治会では、この電気料金が共益費の中で大半を占めています。

そのため、共益費の支出削減を図るためには、電気料金の支出を抑えることが有効となります。

(1) 共用灯ＬＥＤ化について

○ 現在の共用灯

外灯	水銀灯又は蛍光灯
階段室、廊下及び駐輪場等電灯	蛍光灯

○ ＬＥＤ化のメリット

- ・ 消費電力が削減されます。

水銀灯をＬＥＤ化した場合 約８５％ダウン

蛍光灯をＬＥＤ化した場合 約５０％ダウン

※ 団地規模により消費電力の削減割合は異なります。

※ 電気料金については基本料金がありますので、一概に削減額は示せません。

- ・ 長期にわたり管球の交換の必要がありません。
- ・ こまめにスイッチを入れたり、切ったりしても管球の寿命に影響しません。
- ・ 温度が低い場所でも、一定の明るさを確保できます。
- ・ 紫外線をほとんど含まないので、虫が集まりにくくなります。
- ・ 有害な水銀を使用しておらず、環境にもやさしい照明です。

○ ＬＥＤ化の対応について

共用灯をＬＥＤへ交換する場合、管球の交換で済む場合と、器具本体の交換が必要な場合があります。管球の交換は、修繕負担区分に基づき自治会で行うこととなっていますが、器具本体の交換は自治会が行うことが出来ません。

ＬＥＤ化を検討する際は、管球の交換で済むかどうかを、専門業者に確認してもらってください。

なお、器具本体の交換によるＬＥＤ化については、順次進めています。

(2) 電気料金契約プランの見直し

電力の自由化によって東京電力（株）以外の電力会社は様々な電気料金プランを出しています。

また、東京電力（株）でも、集合住宅の共用部向けの電気料金プランを出しています。

使用状況に応じた複数の契約プランがありますが、その内容は多種多様にわたり、複雑であるため、各電力会社のアドバイスを求めることとなります。

まずは各電力会社に現地調査を依頼し、電力会社の診断により、現在の契約を見直すべきか判断することをお勧めいたします。

2 会計処理の診断

共益費の削減を目的として、公認会計士などの会計事務の専門家に、自治会の会計資料などを提示し、収支の内容や、会計事務の適切性などについて診断してもらうことも一つの方策です。

また、自治会の役員を対象とした会計事務の研修会を開催し、役員一体となって、共益費の削減を図るための意識改革を行うことも考えられます。

- 診断項目
 - ・ 請求書や領収書の整理方法
 - ・ 帳簿の記載方法
 - ・ 支出内容の確認
- 支出内容の削減案の提案

専門家に会計事務の診断をお願いした場合、数万円程度の費用が発生します。また、会計事務の研修をお願いした場合も、別途費用がかかります。

Ⅳ 自治会費の徴収について

1 自治会費の種類

自治会費は自治会が入居者から徴収するお金ですが、使い道の観点から、次の2種類に区分することができます。

○ 自治会の活動費

入居者同士の交流や連帯感を深めることなどを目的として、自治会が自主的に行う活動（行事の開催や必要物品の購入）のために使う費用です。

○ 共益費

団地内の共用施設を維持するために使う費用です。主なものとして、外灯、階段灯の電気料金、屋外散水栓の水道料金、排水施設の維持、エレベーターの保守、害虫駆除に要する費用などがあります。

※ 「共益費」は団地入居者全員に負担義務があります。「自治会には加入しない（又は脱退した）。」という人でも共益費は支払わなければなりません。

※ 「県営住宅の自治会は脱退できても、共益費の負担は免れない。」とする最高裁判所の判例もあります。

2 自治会費の管理

○ 収入記録をつける

- ・ 帳簿を作成し、自治会費を徴収するたびに記録しましょう。記録しておけば、どの入居者がいくら滞納しているかをすぐに把握できます。
- ・ 各入居者が、例えば〇年×月分の自治会費を、「①いつ」、「②いくら」支払ったかがわかるように記録しておきます。

○ 「自治会の活動費」と「共益費」を区分する

- ・ それぞれ、帳簿を分けるなどして、区分管理をすることが望ましいです。
- ・ 自治会費の集金時には、「自治会の活動費」と「共益費」の内訳を明示することが望ましいです。
- ・ 共益費に該当する主な費用は以下のとおりです。

費用の種類	負担の内容
1 電気料金	外灯、階段灯、集会室電灯、給水施設、浄化槽、エレベーター等の電灯及び電力の基本料金・使用料
2 電気器具の消耗品	上記1の電球、蛍光灯
3 水道料金	集会室、屋外散水栓、汚水処理施設等の水道施設の基本料金、使用料
4 ガス料金	集会室のガス使用料
5 排水設備の維持費	排水管の清掃、浄化槽の維持保守に要する費用 ゴミ処理及び消毒に要する費用
6 共用部分の清掃費用	共用廊下等の清掃に必要な費用（清掃用具代・清掃の業務委託料等）
7 芝生、樹木の管理 及び害虫駆除	草刈り、芝刈り、樹木（高木は除く）の剪定・消毒に要する費用

※上記以外にも共用施設の維持管理に必要な費用は共益費となります。

3 滞納者への対応

自治会費を滞納している者への督促は、滞納月数ごとに段階的に行うことが効果的です。

- ① 訪問及び電話による催告
- ② 訪問及び督促状の投函
- ③ 弁護士への相談

(1) 初期対応

○ 滞納者に連絡を取る

- ・ 滞納が発生したら、訪問・電話などで速やかに接触し、自治会費を支払うよう依頼します。うっかり支払い忘れていた場合などは、これだけで支払ってもらえます。
- ・ 連絡が取れない場合は、担当者への連絡を依頼する連絡票（参考様式1）をドアポストに投函します。
- ・ 接触を試みたら、その日時、滞納者の在・不在や反応などを記録しておきます。

○ 滞納の理由を把握する

自治会費を「支払えない」のか、「支払いたくない」のかを確認します。

(2) 「支払えない」という滞納者に対しては

○ 滞納金を分割で支払ってもらう方向で調整する

- ・ 毎月いくらなら支払えるのかを滞納者と話し合って決めます。
- ・ 口約束だけでは、後日、言った、言わないという水掛け論になる恐れがあります。滞納者に支払計画を誓約書（参考様式２）の形で提出してもらいましょう。
- ・ 滞納金の支払いに加えて、今後は毎月分の自治会費も滞納せずに支払ってもらう必要があることも忘れずに伝えましょう。

※ 支払いが困難であれば、市町村などの公的な生活支援を受けられる場合もあります。まずは公社の管轄支所にご相談ください。

(3) 「支払いたくない」という滞納者に対しては

○ まずは丁寧に説明・説得する

- ・ 自治会への不満があるという場合は、くわしく話を聞いた上で対応します。
- ・ 自治会費が高すぎるという場合は、金額の根拠を具体的に説明します。
- ・ 自治会費を何に使うのかわからないという場合は、その用途や目的を説明します。
- ・ 他の住民とのトラブルがあるという場合は、可能であれば自治会として仲裁を試みます。
- ・ 住宅に不満があるという場合は、公社の管轄支所と連携して対応します。

○ 共益費は支払義務があることを説明する

- ・ 丁寧に説明しても理解していただけない滞納者もいます。
- ・ しかし、共益費は入居者全員に負担義務があることを、必ず伝えてください。（※別紙をご活用ください）。

※ 「共益費も払わない」と主張する場合は、法的措置も視野に入れた対応を検討することもできます。

※ ただし、いきなり内容証明郵便などを送りつけると関係が悪化し、問題が複雑化する恐れがあります。面倒でも、滞納者とは何度か話し合いの機会を設け、粘り強く説明・説得を試みましょう。

※ 滞納者との交渉は、記録に残しておくことも重要となります。

4 滞納金がかさんだ場合

(1) 公社職員による督促支援

自治会が督促を行っても共益費を納付しない者を対象として、公社職員による督促支援が可能となる場合がありますので、公社の管轄支所にご相談ください。

【督促支援の流れ】

- ① 自治会から公社の管轄支所に、支援要望書（これまでの督促記録や滞納データ等を必ず添付）を提出してください。
- ② 公社から滞納者に対し、共益費の納付義務の説明を付した納付依頼文書（自治会と公社との連名のもの）を送付します。
- ③ 納付依頼文書を送付しても納付がない場合、自治会役員とともに公社職員が滞納者宅を訪問し、改めて共益費の納付義務の説明等を行い、支払いを依頼します。
- ④ ②や③の取組に加え、公社職員が滞納者に他の要件で架電や訪問する際は、共益費を自治会に納付するよう、併せて口頭で指導します。

(2) 弁護士への相談

○ 滞納者への対応を相談

入居者の中には、共益費の支払義務があると説明しても、支払いを拒む者がいます。このような滞納者に対して、自治会でいくら催告を重ねても、共益費の回収は非常に困難です。

このような場合、債権回収に精通する弁護士に相談し、滞納者への対応方法をアドバイスしてもらうことも考えられます。

なお、公社が実施している住宅に関する弁護士相談（無料）をご利用いただくこともできます。ご希望があれば、住まい相談プラザ（０４８－６５８－３０１７）にご相談ください。

○ 法的措置についての相談

共益費の支払いを求める訴訟として、少額訴訟などが考えられます。具体的にどのように手続きを進めたらいいかは、弁護士に相談してみてください。

相談の際は、滞納者とのこれまでの交渉経過を文書にまとめておくことが必要となります。

なお、法的措置は最終手段です。できる限り話し合いによる解決を目指してください。

(参考様式1)

年 月 日

住宅 号棟 号室

様

住宅自治会長

連 絡 票

下記の自治会費について納付を確認できていないため、お伺いしました。

お手数ですが、担当者にご連絡ください。

記

● 納付確認できない自治会費

円

年 月分から 年 月分 (か月分)

連絡先

担当者

電 話

_____住宅自治会長 様

誓 約 書

- 1 私は以下の自治会費について、滞納していることを認めます。

滞納額 _____円
_____年 _____月分から _____年 _____月分（ _____か月分）

- 2 私は1の滞納額について、以下のとおり納付することを誓約します。

毎月 _____日までに _____円ずつ納付・・・※

※ 表形式で表現する方法もあります。

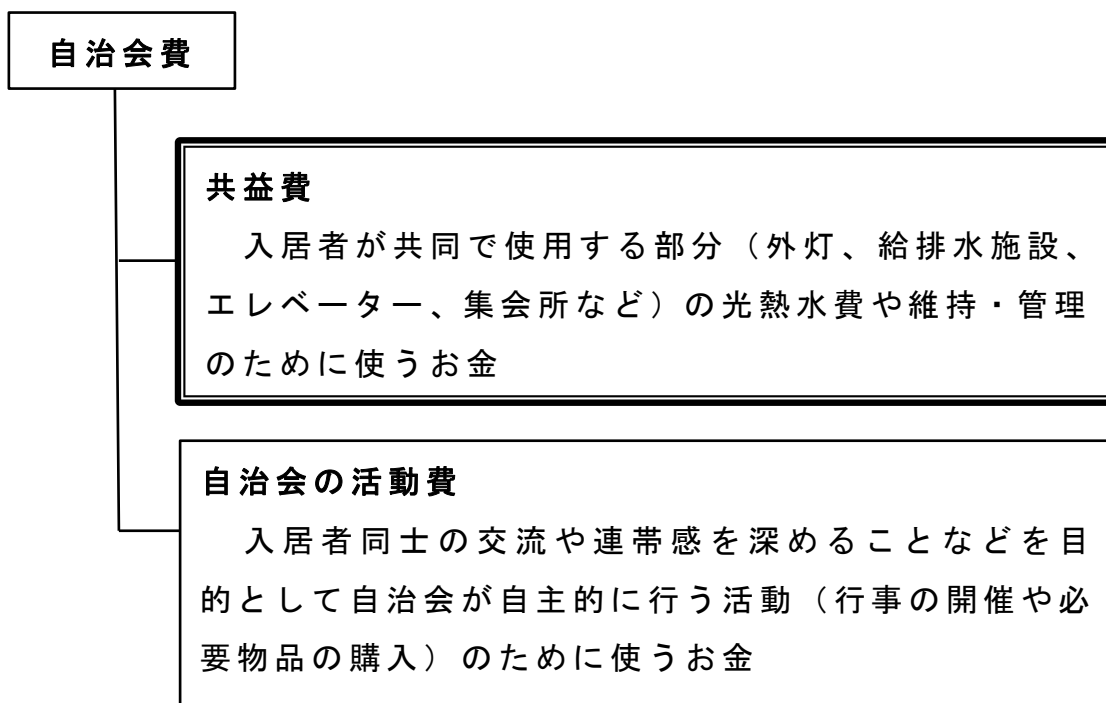
納付期日	納付金額
〇〇年△△月□□日	〇〇〇〇円
〇〇年××月□□日	〇〇〇〇円
〇〇年〇〇月□□日	〇〇〇〇円

_____年 _____月 _____日

_____住宅 _____号棟 _____号室

（署名） _____

「共益費」について



自治会が集めている自治会費には、自治会の活動（お祭などの行事の開催や、それらに必要な物品の購入）に使うお金のほか、「共益費」も含まれています。

共益費とは、入居者全員が共同で使う敷地・建物内の施設等の光熱水費や維持・管理のために使うお金です。その集金と支払いを自治会が行っています。

県営住宅に入居している人には、共益費を負担する義務があります。
例外はありません。

※「自治会に不満がある」、「自治会に加入しない（脱退したい）」
といったことを理由に、共益費の支払いを拒むことはできません。

V 自治会活動の取組事例

平成31年手引き策定時の取組事例
* 1のB住宅自治会の取組事例は、
令和7年手引き改訂時に追加

1 高齢者の生きがいづくり

A住宅自治会では、高齢者の生きがいづくりを目指し、高齢の入居者が自分の部屋にこもらず、積極的に外へ出てもらう活動に取り組んでいます。高齢者の交流だけではなく、単身者の見守りも兼ねています。

集会室で定期的に、食事会や運動教室などを開催し、毎回、多くの入居者が参加しています。

運動教室では、外部から指導員を招いたり、入居者が資格を取って講師となったりし、体力測定も行って高齢者の体力向上を確認しています。



○ 集会室で「いきいき100歳体操」を実施

B住宅自治会では、住民同士の“繋がり”を築くことを目的に、毎月様々な交流活動を開催しています。（令和7年の取組事例）

入居者の方が交流するきっかけとして自治会独自でカラオケ（月1回）、健康マージャン（月2回）を、また市からインストラクターを招いて、てんとうむし体操*（月2回）や手芸（月2回）を行っています。

健康マージャンは、昨年から全自動のマージャン卓も導入され、準備もスムーズに行われるようになりました。頭や手の運動にも良く、住民同士で和気あいあいと楽しんでいます。

* 加須転倒無止（てんとうむし）体操：「転倒予防」を目的とした加須市独自の体操



○ 健康マー جانを月 2 回開催

2 秋祭りで集いの場を開催

C 住宅自治会では、年 5 回、入居者による団地内の一斉清掃、春に防災訓練、秋に秋祭りを実施しています。

秋祭りでは、午前中に集会所で「ふれあいの集い」を開催し、自治会役員が作ったスープや災害対策で市から提供された五目御飯を振る舞いながら、ギター演奏や子供たちのダンス（ヒップホップ等）を觀賞したりしています。

午後は、集会所から団地内の広場に会場を移し、秋祭りを開催しています。地域の住民にも声を掛け、焼き鳥やおでん、ゲーム等の販売をし、最後に大抽選会を行っています。

3 世代を超えたカフェの開催

D 住宅自治会では、高齢者同士の交流と、高齢者世帯と子育て世帯の交流を深めるため、各世代が自由に参加できるカフェを集会所で定期的で開催しています。

カフェでは、簡単なお菓子や飲み物を提供し、映画鑑賞会や生活関連講座を企画し、多くの参加者を集めています。防災訓練を実施した際は、陸上自衛隊の方を招いて、住宅防災に関するレクチャーを受けました。

カフェを開催してから、団地内を散歩する高齢者と児童が気軽に挨拶をする姿が、多く見受けられるようになっていきます。



○ 食事会と併せて認知症講座を開催

4 親子で楽しめる食事会の開催

E住宅自治会では、翌日に学校が休みとなる金曜日（不定期）に、仲の良いお母さん達を中心となり食事会を開催しています。自分たちで食事やお菓子を持ち寄って、親子で楽しめる会にしています。

普段は家族だけの食事となりますが、みんなで一緒に賑やかに夕食をとることで、お母さん同士の情報交換や交流が進み、子供達にとっても楽しい遊びの場となっています。

このほかにも、月ごとに防災や高齢者関連の細かいイベントをやっています。



○ 七夕の夜に開催した食事会

5 周辺大学とのイベント開催

F住宅自治会では、毎年12月に、集会所でクリスマス会を開催しています。市内にある大学の学生人形劇団の皆さんをお招きし、人形劇やゲームを企画したこともあります。クリスマスプレゼントの景品を用意し、ビンゴ大会なども行いました。未就学児の子ども達も参加し、大変にぎやかなクリスマス会となっています。

クリスマス会の翌日には「餅つき大会」を開催しています。



○ 大学生による人形劇



○ 餅つき大会

6 ラベンダーのポプリづくり

G住宅自治会では、公社の住宅政策貢献事業で頂いたパンジーなどの花の植え替え作業が年中行事となっています。この季節が来ると、入居者の皆さんが自発的に花壇の整備を行っています。

現在は、パンジーが終わるとラベンダーを植えて鮮やかな紫色のお花を楽しんでいます。

また、ラベンダーの花でポプリを作り、入居者の皆さんにお配りして、喜んでいただける活動となっています。



○ 入居者による花壇の手入れ



○ 満開となったラベンダー

VI 参考資料 動画「とりあえずやってみよう！」について



「とりあえずやってみよう！」の動画を住宅供給公社が作成しました。

お住まいの電気や水回りのトラブルについて、まずはQRコードから動画を確認してみましょう。

修理を依頼する前に、この動画を参考に応急処置をご自身でやってみましょう。

自治会の総会や行事などの機会と一緒にスマートフォンを操作しながら、入居者の皆様とこの動画をぜひ見てみてください。